

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第二期入試 民法

【出題趣旨】

第1問 (各小問4点×10問 合計40点)

民法判例百選(I～III)に掲載されている最高裁判例の判決文中の法律用語を答えさせる問題である。正解は以下の通りである。

(1) 動機、(2) 追認、(3) 明認方法、(4) 占有改定、(5) 金銭、(6) 安全配慮、(7) 連帯債務、(8) 事情、(9) 認知、(10) 詐害行為

正解とされる用語が答えられていれば各4点とする。なお、上記正解以外の解答でも、( )にあてはめることが可能・適切な解答であれば、部分点を与えることはありうる。

第2問 (各小問20点×2問 合計40点)

基本的な制度・概念の理解を問う問題である。

小問(1)は、不動産の物権変動論における基本的な概念である公示の原則及び公信の原則についての理解を問う問題である。公示の原則については、所有権取得等の物権変動を主張するためには公示が必要であること(それが必要とされる理由)、民法177条は登記を対抗要件とすることによって公示の原則を具体化していることなどについて説明をし、公信の原則については、この原則は、不実の登記等、真の権利関係を反映していない公示を信じて取引に入った者を保護する仕組みであること、しかし、日本民法では不動産について公信の原則は採られていないことなどについて説明をすることが求められる。公示の原則についての説明を10点、公信の原則についての説明を10点とし、それぞれ、上記のような点について一通りの説明ができていれば7割、より正確的確な説明ができていれば、内容に応じて8割以上で評価する。

小問(2)は、民法(債権法)改正(2020年4月1日施行)によって、現行民法の契約解除の制度(要件に関する規定等)がどのように改正されたかについての理解を問う問題である。改正法541条及び542条の規定に関して、現行民法の対応する規定(それらについての一般的な解釈も含む)との重要な違い——債務者の帰責事由が要件から除かれたこと、「債務不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」には催告解除ができないとされたこと、無催告解除について、「債務者の履行拒絶の意思の明確な表示」という事由が明示され、また「契約目的の不達成」という要素が一部に導入されたことなど——について一通りの説明ができていれば7割、さらにそのような改正の背景や学説の状況を的確に指摘するなど、より深い理解が示されていれば、内容に応じて8割以上で評価する。

第3問 (各小問20点×2問 合計40点)

不法行為の損害賠償をめぐって判例学説において問題とされてきた点についての理解を問う問題である。

小問(1)は、身体傷害をもたらした不法行為の損害賠償の算定に当たり、事故発生後に生じた事情を考慮に入れるか(切断説)・入れないか(継続説)の点をめぐる議論に関する問題である。最判平成8年4月25日民集50巻5号1221頁(いわゆる「貝採り判決」)及び最判平成11年12月20日民集53巻9号2038頁などの判例で示された対処方法、すなわち、逸失利益については後発的な事情による死亡を考慮せずに損害賠償を算定し、他方、介護費用については死亡の後の費用は損害賠償の対象としないことについて、その対

処方法の根拠となる考え方等も含めて説明をすることが求められる。問題点を指摘したうえで上記の判例に示された考え方を一通り説明していれば8割以上、さらに進んで判例・学説の状況を的確に示したり、自分の考え方を根拠を示しつつ一貫して説明したりしていれば、その内容に応じて9割以上で評価する。

小問(2)は、事故による後遺症が残り労働能力の一部喪失という事実はあるものの現実には具体的な減収が生じていない場合に、逸失利益の損害賠償が認められるかという点をめぐる議論に関する問題である。最判昭和56年12月22日民集35巻9号1350頁等では示された判例(および学説)の考え方を踏まえて、理由を示しつつ一貫した説明をすることが求められる。問題点を指摘したうえで上記の判例に示された考え方を一通り説明していれば8割以上、さらに進んで判例・学説の状況を的確に示したり、自分の考え方を根拠を示しつつ一貫して説明したりしていれば、その内容に応じて9割以上で評価する。

以上